

平成31年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成31年 2月26日 午前10:00

○散 会 午後 3:00

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水 道 局 長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
市 民 課 長 菅 生 恵 子	長寿社会課長 鈴 木 学
社会福祉課長 筒 井 弥 生	健康推進課長 仲 山 和 法
学校教育課長 山 田 敬 輔	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------



平成31年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成31年 2月26日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言順序は、3番菅原理恵子議員、16番大谷貞廣議員、11番伊藤正吉議員、6番佐藤敏雄議員の順に行います。

それでは、3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、早朝よりお疲れ様でございます。

一般質問に入る前に訂正がございます。最後のページなんでございますが、③の「16条」を「6条」に訂正をお願い致します。

それでは、今回は大きく3点にわたって一般質問させていただきます。大きな1点目、マイキープラットフォーム構想について、2点目、防災ラジオ導入について、3点目、空き家等の適正管理についてでございます。それでは、通告文に従い、質問をさせていただきます。

大きな1点目、マイキープラットフォーム構想について。

政府は、地方自治体や民間企業と連携して、マイナンバーカードのさらなる活用を目指した「マイキープラットフォーム構想」に取り組んでおります。マイナンバーカードの本人確認機能をもとに設定する「マイキーID」を活用し、行政サービスの効率化や地域活性化を図るマイキープラットフォーム構想は、公共施設の利用カードのほか、「自治体ポイント」と民間のポイントを合算する仕組みで、景気対策として2020年度に国の財源を活用して、プラットフォーム利用者にポイントを付与する方針。この施策は、

2018年12月21日付で全自治体にマイキープラットフォーム運用について周知致しました。それを受け、2018年12月28日現在、マイキープラットフォーム運用協議会事務局の総務省自治行政局地域情報政策室に参加を届け出た会員数は270団体であり、県内では大館市が会員となっております。その中で、マイキープラットフォームを活用している自治体は、2019年1月7日現在で70団体となっております。

マイキープラットフォーム運用協議会に参加することにより、各自治体が個別の地域経済応援ポイント協力企業とポイント交換等に関する契約を締結することなく、地域経済応援ポイントの受け入れが可能になります。

マイキープラットフォームを活用している宮崎県都城市では、手続きが容易で多くのポイントの流入が期待できる。各商店での基盤整備が不要であり、ポイントの活用で現金購入のリピーターを創出。ふるさと納税の基盤活用が可能であり、全国にまだ知られていない隠れた特産品の販路開拓の一助となる等々の観点から、新感覚通販サイト「めいぶつチョイス」を活用しております。

三重県津市では、「めいぶつチョイス」のほか、津市高齢者外出支援事業として、市内に住所を有する65歳以上の方に三重交通株式会社のICカード「エミカ」を活用したシルバーエミカに乗車ポイントとして年間2,000ポイントを上限として付与し、乗車時にシルバーエミカを提示するだけでコミュニティバスを無料で利用を可能にしております。

2020年度にはマイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施される予定ですが、これらの施策に対する準備状況等はいかがでしょうか。工夫次第でいろいろな使い方が可能となる事業と思います。本市においても、今後の政策展開に当たり利活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。次の点についてお伺い致します。

①2020年度にはマイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施される予定ですが、施策状況はいかがでしょうか。どのように情報収集をしているのでしょうか。

②2020年度実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策は、既に2017年度から事業がスタートしております。マイキープラットフォーム等を活用した自治体ポイント事業のシステム活用を基本として実施される見込み。総務省から事業参加の呼びかけ等があったと思いますが、本市における取り組み状況はいかがでしょうか。また、マイキープラットフォーム運用協議会に参加することを検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

③プレミアムポイントの利用に当たっては、マイナンバーカードを住民の方々に取得していただき、マイキーIDを設定していただく必要があります。今後マイナンバーカードを健康保険証として利用することも決まっておりますことから、より円滑にマイナンバーカードを発行する必要があると思いますが、本市の取り組みはいかがでしょうか。

大きな2点目、防災ラジオ導入についてでございます。

近年、様々な自然災害が激甚化、頻発化しており、市民の生命と暮らしを守るための防災・減災対策、インフラ老朽化対策、国土強靱化はまさに喫緊の課題となっております。災害時における気象情報、避難情報と、災害弱者の避難対策のあり方が問われております。2018年の西日本豪雨災害では、自治体が避難情報を出していても、自力での移動が困難な高齢者や障がい者の方など、避難ができずに自宅にとどまった被災者がおりました。こうした課題に対して、気象庁の発令する気象情報と地方自治体が呼びかける避難情報と、これらの情報を連動した避難対策のあり方などについての対策が急務となっております。

秋田県総合防災課では、平成27年3月に多様な情報伝達手段の必要性・災害時情報伝達手段の種類等について周知しております。「災害時情報伝達手段の種類等について」の中では、市町村は天候の状況等により防災行政無線が聞こえにくい場合や、深夜に避難勧告等を発令する場合など、あらゆる気象状況や時間帯などを考慮の上、複数の情報伝達手段を組み合わせた広報により、避難勧告の発令をわかりやすく確実に住民へ周知することが求められていることが明記されております。

複数の情報伝達手段の一つの中に防災ラジオがあります。防災ラジオは、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急地震速報、国民保護情報や災害時における緊急情報のほか、平常時には市からのお知らせを市民に直接伝えるためのラジオで、大雨や台風など悪天候時でも室内でラジオを聞くことができ、災害時には避難情報など適切な防災情報をより確実に伝達するもの。県内でも導入自治体が増えております。

昨年導入に踏み切った北秋田市では、ポケベルの周波数に合わせた防災ラジオを一般家庭・事業所への無償貸与を始めました。自然災害が激甚化している中、これまでの対策に質・量ともに充実・強化し、大切な一人の命を守る取り組みの必要性が感じられます。

本市では、一般家庭向けの災害時等情報伝達手段として、防災行政情報メール・防災

行政無線で行っております。防災行政情報メールは、登録している方が情報取得可能。防災行政無線は、悪天候で聞こえない状況下でも室外で情報を取得しなければならない状況にあります。悪天候時は、防災行政無線が発信していることすらわからないこともあります。

情報伝達手段の防災ラジオにつきましては、平成29年9月定例会でも取り上げさせていただき、「必要性は認識している。国・県の動向等を注視しながら必要に応じていく」との答弁でありました。その点も踏まえ、次の点についてお伺い致します。

①平成29年9月以降、検討結果の進捗状況をお伺い致します。

②あらゆる気象状況や時間帯などに考慮した、わかりやすく確実に住民へ周知する手段としての取り組みはいかがでしょうか。

大きな3点目、空き家等の適正管理について。

本市は、高齢化や少子化が進んだことなどで管理が行き届いていない空き家等に対し、近隣住民が不安を抱いているケースが増えてきていること。また、住民が安心・安全に暮らせるように「空き家等の適正管理に関する条例」を制定致しました。空き家は、あくまでも所有者の財産であり、空き家だというだけで問題にすることはできない。管理不全な状態で、近隣住民等が犯罪や火災、建物の倒壊等で不安を感じたり、迷惑を受けたりすることを問題としています。その結果、事故が発生し、他人に損害を与えた場合は、空き家等の所有者が責任を負わなければならない旨を条例で明記しております。

最近「樹木の繁茂により住宅に被害が及ぶのではないかと。駐車スペースに樹木が伸びてきて駐車ができない」などといった空き家等の市民相談が増えてきております。そういった所有者に対して、当局より2度、3度通知していただいているものの、返信がないといったケースがあり、何の進展もなく、毎日不安で過ごしていらっしゃる方がいらっしゃいます。一日も早く住民が安心・安全に生活できるよう、解決に向けた施策を施していただきたく、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、次の点についてお伺い致します。

①法律において「空き家等」とは建築物またはこれに属する工作物であり、敷地（立木その他の土地に定着するもの）を含むことが明記されております。本市の「空き家等の適正管理に関する条例」の規定において、空き地の樹木等の処理はできませんでしょうか。

②特定空き家等に対する措置による樹木の繁茂等による管理不全な状態の対応策につ



いて、14条の規定によれば相当の猶予期間をつけて、その勧告に係る措置をとることを命じることができることが掲げられております。再三通知しても連絡がないものに対する本市の対応策は、これに当てはまるのでしょうか。こういったケースが勧告に当たるのでしょうか。

③6条の7に住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項の規定がありますが、本市の取り組み状況をお伺い致します。

④所有者不明の家屋・土地はそれぞれ何件でしょうか。今後の対応策についてお伺い致します。

以上、壇上から大きな3点をお伺い致します。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「マイキープラットフォーム構想について」お答え致します。

ご質問の1点目「2020年度に実施される予定のマイナンバーカードを活用した消費活性化策の施策状況及びどのように情報収集をしているか」についてお答え致します。

本施策は、消費税率引き上げに伴う反動減対策の一つとして実施されるものであり、全国各地域における消費活性化を企図するものでございます。制度の詳細についてでございますが、平成31年2月7日付の総務省通知によりますと、2020年度の概算要求に向けて整理するとなっております。また、事業参加に向けた準備作業につきましても順次総務省から情報提供することとなっております。

次に、「どのように情報収集をしているか」についてでございますが、先にお答えしたとおり、順次総務省から情報提供となっております。今のところ情報収集は行っておりません。3月に説明会が開催される予定となっておりますので、不明な部分につきましてはそれ以降に行う予定でございます。

次に、ご質問の2点目「総務省からの事業参加の呼びかけ、本市の取り組み状況及びマイキープラットフォーム運用協議会への参加検討」についてお答え致します。

ご質問の「事業参加の呼びかけ」につきましては、当初は平成29年8月に「マイキープラットフォーム構想」に取り組むためとして、先進地の取り組み紹介とともにございましたが、マイナンバー制度の「情報連携」について本格運用が11月に控えていたため、参加を見送ったものでございます。幾つかの市町村が同様の考えで見送ったものと考えられます。

その後、「消費税率引き上げに伴う反動減対策としての消費活性化策」に取り組むためとして、ご質問の1点目でもお答え致しました平成31年2月7日付の総務省通知において、参加を依頼されております。

次に、本市における取り組み状況と運用協議会参加の検討についてでございますが、マイキープラットフォームを活用した自治体ポイント事業に取り組むために、まずは「マイナンバーカードの普及」と「マイキープラットフォーム構想の周知と理解」が必要となります。特に自治体ポイントを利用するためには、利用者自らインターネット上のクラウドシステムにID登録する必要があるなど、事前の準備が必要となります。今のところ事業実施の予定はございませんが、今後の事業実施に向け、「マイキープラットフォーム構想」の周知に努めてまいります。

運用協議会への参加につきましては、今後の事業実施に向けた検討を行うことは有効と考えておりますので、ご指摘のとおり検討致します。

最後に、ご質問の3点目「より円滑にマイナンバーカードを発行する必要がありますが、本市の取り組みはいかがでしょうか」についてお答え致します。

マイナンバーカードは、国の制度設計において、希望者が申請行為をすることで取得することができるものであります。つまりは義務ではなく任意であるということであり、まずは国が提唱する事業が本市の経済、風土になじみ、市民へのインセンティブとなり、利益につながるのかどうか調査研究する必要があるかと思っております。これらを踏まえて、マイナンバーカード取得の広報に努めてまいります。

次に、質問の2つ目「防災ラジオ導入について」お答え致します。

ご質問の1点目、平成29年9月以降の「防災ラジオ導入」検討結果の進捗状況及びご質問の2点目「あらゆる気象状況や時間帯などに考慮した、わかりやすく確実に住民へ周知する手段としての取り組みはいかがお考えでしょうか」についてお答え致します。

災害時に情報を伝達する手段としては、防災行政無線、防災ラジオ、登録制メールのうち、いずれか優先順位を定め、主とする情報伝達手段を決定していると考えます。

北秋田市においても、総務省が防災行政無線のアナログ方式の使用を終了（2022年11月）することを決めたこと、市内4地区（鷹巣、合川、森吉、阿仁）のうち、1地区（鷹巣）が一部未整備地域であったことから、主とする情報伝達手段を防災ラジオとして、事業費約2億3,000万円により導入予定との報道でありました。

県内では、幾つかの自治体で防災ラジオを導入しており、動向としてはエフエム秋田

を活用が3自治体（秋田市・小坂町・美郷町）、コミュニティエフエム放送を活用が3自治体（横手市・鹿角市・大仙市）、ポケベル電波を活用が北秋田市で、全部で7自治体が導入しております。

新規導入する場合は、受注生産である防災ラジオの整備費用が必要になるほか、対象世帯の検討と財政支援措置の確保が前提になります。当市では、平成26年から29年度の4年間で、新庁舎建設に合わせて防災行政無線子局のデジタル化更新及び子局増設工事、昭和株山地区へ中継局新設工事、幼稚園、保育園、小中学校、公共施設、老人福祉施設等へ戸別受信機を設置しました。加えて、県内でも先駆け、Jアラート新型受信機の更新整備など、緊急防災・減災事業債を活用し、財源を含めた年次計画により情報伝達手段の整備を進めてきました。これらのことから、次期防災行政無線更新時期に合わせ検討するものとし、現在のところ防災ラジオの導入については考えておりません。

次に、わかりやすく確実に住民へ周知する手段であります。当市としてはこれまで同様に防災行政無線及び登録制メールを活用し災害情報を周知するほか、防災行政無線放送が聞こえにくかった場合の対応として、放送内容を確認できるテレホンサービスの活用について、より一層周知してまいります。

また、防災研修会の際には、市民の皆さんが自ら災害情報の認知力を高めるよう地域の災害リスクを知っていただくとともに、携帯防災アプリを活用した情報収集や、ご高齢の方についてはお住まいの地域の気象、災害情報を容易にテレビから収集できるリモコンのdボタン操作の活用など、わかりやすく周知しながら啓発活動を進めております。

以上であります。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 3番菅原理恵子議員の一般質問の3つ目「空き家等の適正管理について」お答え致します。

「潟上市空き家等の適正管理に関する条例」は、平成26年3月に制定、4月1日に施行しております。遅れること半年あまり、国では議員立法によりまして「空家等対策の推進に関する特別措置法」を同年11月に制定し、翌27年の5月に全面施行しております。

それでは、ご質問の1点目「本市の「空き家等の適正管理に関する条例」の規定において、空き地の樹木等の処理はできるか」についてお答え致します。

管理不全の状態であるとの情報提供があった場合には、まずは市職員が現地を確認致しまして、その所有者に適正管理をお願いする通知を送付しております。あるいは直接

お宅を訪問するなどの対応をしております。このことで、すぐに伐採等していただける方もおりますけれども、なかなか対応していただけない方もございます。

市の「空き家等の適正管理に関する条例」第4条の規定では、「空き家等の所有者等は、当該空き家等の整理整頓を行うとともに、該当空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理を行わなければならない」と定めております。したがって、個人の所有の空き家や土地の管理は、所有者の責任において適正に管理するということとなります。

ご質問の2点目「法第14条」、これは特措法の方だと思いますけれども、「法第14条の規定に相当の猶予期間をつけて、その勧告に係る措置をとることを命じることができる」と掲げられているが、再三通知しても連絡がないものに対する本市の対応策はこれに当てはまるのか。どういったケースが勧告に当たるのか」についてお答え致します。

助言・指導を行ったにもかかわらず、なお管理不全な状態である、こういう場合に勧告することができます。勧告につきましては、特措法においては第14条、市の条例においては第8条にその規定がございます。

ご質問の3点目「住民等からの空き家等に関する相談への本市の取り組み状況」についてお答え致します。

空き家等に関する相談や情報提供があった場合には、まずは現地を確認し、所有者に適正管理をお願いする通知を送付、あるいは直接伺うなど、管理不全な空き家等の解消に努めております。

また、危険な空き家に分類されます特定空き家につきましては、空き家の解体撤去補助金、これを交付しておりますので、現在制度の周知を継続しております。これに関しましては、市から助言・指導を受けた空き家の所有者等が空き家を解体する場合に、上限60万円で、解体費の60%を補助してございます。

引き続き丁寧に相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら空き家対策を進めてまいりたいと思います。

ご質問の4点目「所有者不明の家屋・土地はそれぞれ何件でしょうか」と「今後の対応策について」お答え致します。

平成26年度に実施した空き家調査では、特定空き家とされる81件のうち、所有者が不明なものは16件ございました。移転先や相続人等を追跡調査するなどの対応をしておりますが、なお所有者不明である空き家もございます。

所有者不明の家屋の件数につきましては、現在本年度調査の集計中でありまして、非常に時間がかかる作業のため、まだ判明してございません。相談や情報提供がございましたら、所有者等の調査を行い、適正管理を促してまいります。

土地に関しましては、相談があった場合にその都度調査を行っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 大きな1点目の①番、平成31年2月7日に総務省から通知をいただいたと、それで3月の説明会に参加するという形で、この情報収集等はそこからしていくという形なので、この点は理解致しました。

②先進地の取り組みの紹介がありましたということでありましたけれども、私も通告文で宮崎県都城市と三重県津市について紹介させていただきましたけれども、このマイキープラットフォーム、取り組み状況というのは今まだ少ないのですけれども、自治体としても取り組んでいる自治体が少ないのですけれども、マイキープラットフォームを活用すれば、図書館のカードとか、自治体で発行しているカードなんですけれども、そういうカードとか、民間企業、ローソン、NTTドコモ等のポイント、ANA、JALのマイルを地域の商店街やオンラインショップなどで使える、それを自治体ポイントに交換することができますという、これがマイキープラットフォームの構想の基本だと思うんですけれども、それで本市が決めたお店等で使っていただくことも可能だということで、このマイキープラットフォームを活用することによって、地域の活性化にもつながるというメリットがございます。

また、マイキープラットフォーム利用者には国の財源でポイントを付与する方針ということでもありますことから、これは先ほどもマイナンバーカードの普及が必要だと、マイナンバーカードを普及するには自助努力というか、任意であるためにというご説明もいただきましたけれども、マイナンバーカードを発行していただき、マイキーIDを登録して、これは自由に利用できるという制度でございますので、その辺についての市としての市民サービスをどう構築していくかということが問題になってくると思うんです。その点についてちょっとお伺いしていきたいと思っております。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

マイキープラットフォーム構想は、そもそも消費税引き上げに伴う反動減対策として

やる予定になっておりますが、実際のところ自治体規模や現状を考慮されて、使用者側においても準備するだけのメリット等が実際あるのかどうか、まずは運用協議会の参加について検討しながら、今後必要であれば事業化するというふうに考えておりますので、宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 参加してから検討していくという形で、了解致しました。

そうすると、運用協議会に参加することについてお伺い致します。運用協議会、それこそ大館市も通知をいただき、すぐ参加を致しました。大館市も参加はしたものの、今後どのようなものを取り入れていくかということに対しては今検討中だということでありましたけれども、協議会にまず参加をしていただきたいという総務省の意向でありました。参加することにより、ほかの自治体ではどのようなものを取り入れているかというものを見きわめながら進めていくのが一番いいのではないかということでありましたので、協議会参加をまず一番早く取り入れていただきたいなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再々質問にお答えします。

大館市につきましては、こちらでも情報収集しまして、今のところはまだ検討中ということでありました。

さらに、協議会に参加するということではありますが、これ3月にとりあえずは説明会ありますので、それに参加して、内容を説明してもらった上で協議会に参加するかどうかを検討したいと思いますので、宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 参加してからという形なので、何を質問しても答弁は同じかなと思いましたが、わかりました。

ただ、マイナンバーカード普及についてなんですけれども、2020年度から健康保険証がマイナンバーにもかわるといふ、健康保険証も発行するんだけれども、マイナンバーカードも使えるよという形をとるといふことでもあります。先ほども言いましたように、マイナンバーカードを取得してマイキーIDを登録すればいつでも、潟上市の自治体でなく、ほかの自治体でもそのポイントを使うということが出来る制度でありますので、そういう希望者の方も増えてくると思うんです。その普及を、そのよさがわかった場合、

マイナンバーカード普及率が上がって混乱を招かないためにも、今から発行についての、カード発行が集中しないよう平準化に努めることが必要だと思うんですけども、その点についてお伺い致します。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） マイナンバーカードの発行について推進し、いずれそうなったら私もいいことだなとは思いますが、窓口に殺到してということでもあります。さて、ところで、議員の皆さん方でマイナンバーカードを取得されている方は一体どのくらいいらっしゃるのでしょうか。だと思うんです。実際にこれは率としては非常に平均的な率で、大体8%ぐらいです。一体このカードがなぜこんなにも発行を求めてくる方がそのぐらいのパーセンテージでとどまっているかというのは、実は菅原議員おっしゃるとおり、様々なインセンティブが働く中で、それが促進されれば、これは多分黙っていても伸びていくものだと思います。それが今のところ、国民の目から見て、市民の目から見て、そのカードの必要性を感じない。例えばマイナンバーカードが身分証明書がわりに使えない、マイナンバーカードが免許証がわりには使えない、そして今やっと健康保険証、それもどっちでもいいと言われると、私は非常に昔の住基カードを思い出してきます。そうなったときに、私ども一生懸命担当の方で勉強して、どうすればということは考えているんですけども、なかなかそこに踏み切れないでいる自治体側のスタンスというのも一方においてあります。

ただし、国の制度設計において、私自身ももっと行政サービスを簡素に効率的にご提供する観点から、あのようなカードがこれから必要であるということは私自身も感じているところであります。例えばバルト三国と言われるリトアニアは、すべてインターネット上で申請も、それから例えば住民票であれ何であれ、保険の手続であれ、すべてできるような形にしている。それを総務省の方においても研究しているという話は私も伺ってはいるんですけども、一向にしてそのような利便性が国民の皆さんに届くというところまでまだ行っていない。それは、我々市にも努力不足の点はあることは、これは認めますけれども、ただ胴元の制度設計自体が、我々これを自信を持って市民の方々に、こうだから、これがないとこれできませんよと。ちょうど今税金の申告の時期でもありまして、e-Taxということで、国税庁も一生懸命やっているわけですが、そこあたりを国の方にも、ご指摘のマイキープラットフォーム構想については3月に説明会があって、私どもの担当が参加させていただいて、一体今までとこれからとどう違うの

かというようなこと、そういったことをきちんと踏まえて、我々としてはやるべきか、それとも混乱のリスクがあるのであれば、少し様子を見るべきかというところは判断してまいりたいと思います。

このマイキープラットフォームですが、いいこともたくさんありますけども、マイキーのIDはマイナンバーとは違う番号を申請するのです。これ時点で2つ番号が必要になってくる。マイキーの部分が3つに、いわゆるIC空間が分かれているなんてことは、私自身も議員からご指摘受けて、少し総務省に確認もしつつ、ホームページ等を見て、自分なりにこうやっていくと、なるほどと。これをいわゆる我々の先輩方の世代にご説明をし、誤解がないようにやっていただくということがかなり今の時点では私自身難しいような気がしています。

ただ、我々は決して後ろ向きにやるわけではなくて、まず3月の説明会できちんと総務省の見解等を伺って、我々なりに検討させていただきながら、また議会の方ともご相談させていただきつつ、このマイナンバーカード取得の促進ということに努めてまいりたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。ご指摘のとおり、政府でもマイナンバー発行数が1,500万枚と少ない数でありました。でも、3月に説明会に行っていたという形で、最後なんですけれども、このマイキープラットフォーム、行政の効率化や地域経済の活性化につながる具体的道筋を明らかにするものとされており、通告文でも紹介致しましたけれども、新感覚通販サイト「めいぶつチョイス」を活用して、特産品の販路開拓だったり、寄附口座を設けておけば寄附を募ることも可能となっておりますことから、工夫次第で今後の政策展開ができる事業だと思っておりますので、3月の説明会以降、前向きな検討をいただければ幸いと存じます。大きな1点目は、これで終わりたいと思います。

大きな2点目の防災ラジオについてでございます。指摘を受け、優先順位で導入していると、優先順位で防災行政無線の子局のデジタル化、それと戸別受信機をやってきたということでありましたけれども、なぜ防災ラジオが必要か。コストもかかるわけですが、本当に豪雨のときに防災行政無線は外に行かないと聞こえない、外に行っても聞こえない状態、テレホンサービスがありますという形でありましたけれども、防災行政無線を発信していることすらわからないときも多々あります。そのときに、やは



り一人の大切な命を守るためには、行政として多種多様な情報手段をどのようにとっていきますかと、その手っ取り早いのが防災ラジオだと思うんであります。

それで、防災ラジオの導入、今検討しておりませんということでありましたけれども、北秋田市でのポケベルの防災ラジオはどのようなものかということ、ポケベルと普通のラジオのコストは同じぐらいだったそうなんですけれども、ただ聴覚障がいを理由として身体障害者手帳を持っている方も字幕で防災ラジオが流れてくると。そういう人のためにも防災ラジオ。この字幕で流れてくるといのは大変必要なことだと思います。そうといったものと、緊急放送の場合、ラジオを聞いていない状態でも勝手にスイッチが入って、情報が流れてくるといものなんですね。防災ラジオのその利点というものをやはり再度検討して、ぜひこれは取り上げていただきたい、導入していただきたい事業と思いますが、再度お伺い致します。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの再質問にお答えします。

市では、これまで平成26年から29年度の間までに、4年間で防災行政無線のデジタル化を行ってきました。防災ラジオを新規導入する場合は、先ほども申しましたけども、多額の費用がかかるということでもありますので、次期のデジタル無線の更新時期に合わせて検討するということでもあります。

周知につきましては、高齢者の方々などにも災害情報を容易にテレビから収集できるような、リモコンのdボタンがありますけども、その活用方法などを今後十分周知しながら啓発活動をしていきたいと思っておりますので、宜しくご理解をお願い致します。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） じゃ、聴覚者、そういった方のための防災ラジオ、それだけでもいいので防災ラジオを貸与するというような、そういう考えはございませんか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今のご質問にお答え致します。

聴覚に障がいのある方々へまず配付してみてもどうかということは、検討に値するだろうと思っております。まず、我々防災ラジオの今議員がご説明いただいた利点であるとか、そういったものについては理解しているつもりではおります。総務部長も今答弁があったのは、今すぐには近々に防災ラジオの導入というのはいないけれども、

いわゆる次期防災行政無線の更新時期までに、その検討のスパンの中でやっていかねばならない。そしてまた、今聴覚障がい者の方どうするというお話がありましたので、そういうものについてはその都度検討していくものだろうと考えています。これは、そういったメリットも十分考えた上で、さらにはこういった機器の更新というか、技術革新というか、そういうもののことを、やはり我々も行政コストというものも必ず考えねばなりませんので、そういうことは考えていかねばならないだろうと思うんです。

施政方針の方でも、これからの社会、S o c i e t y 5.0など横文字がだらっと並んでくるわけですが、要するにかなりの技術革新がこれから我々が思っている以上のスピードでやってまいります。ひょっとすると、我々はスマートフォンを手にしたときに、あれでまさかキャッシュレスの時代がこんなに早く我々のお隣の中国にやってくるとは思っていなかったはずです。中国は、要はクレジットカードとかの発行がものすごく遅れていたために、今の最新のスマートフォンでの決済が普及できたと言われていました。

このラジオについてもメリットは十分把握していますが、まず受注生産だということが1つあります。それと、ポケベルの電波を使っている。ポケベルというのはなかなか懐かしい言葉だと思いましたが、そうなったときに、これがどのくらいその技術を我々が導入した場合に保証してくれるものなんだろうかというようなこともきちんと検討した上で、やはり我々は導入に踏み込んでいかないと、例えば市役所の下の方に住民票を発行する機械が置いてあります。あの当時は最新かもしれませんが、今となつてはコンビニ交付等と言われていて、それから一体何年たつかというと、そんなに長いスパンではないわけです。そして、それにかかった市民の方からいただいた税金を投入した額ということを考えると、なかなかこれは高くついたもんだなど、結果としてはわかりますけれども、ただ、当時としては執行部の方から提案申し上げて、議会の方からご承認いただいて、それがよかろうということになつているわけです。ですから、この防災ラジオの導入というのは、本当にそういう技術を導入する場合は難しいもんだなどというのが1つ。

それともう一つは、必要なところは必要なように配付せねばならないですけれども、ただ聴覚障がい者の方のみにもし防災ラジオをお配りしたときに、そのコストが一体、少ない台数になろうかと思しますので、どのぐらいのコストがつくかというのは調べさせていただいて、検討を進めたいと思っております。

以上であります。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。大きな2点目は終わります。

大きな3点目、空き家等の適正管理に関してでございますけれども、先ほどの説明で、管理不全とみなした場合は市担当者が調査して、直接訪問して対応していただく場合もあるということでありまして、直接対応していただけるような状態であればよろしいんですけれども、今回質問させていただいた方は、県外にいて、常にこちらにいない、その管理はできないというような状態でございます。そういった場合、2度、3度通知を出していただいても返信も何もないという形で何カ月も来ている状態なので、こういう形で取り上げさせていただきましたけれども、条例に関しまして、本市の5条、6条、7条という形で情報提供していただき、立入調査、資料の提供等という形で、それで勧告につながる。それが適正に行われていけば市民も納得することと思っておりますけれども、それがなされていない。手順を踏んだ説明がなされていないということ、それが何カ月もたっている、不安な気持ちを抱いているという形になっておりますので、その手順を踏んだ形をどのようにとっているか。これ私、手順を踏んだ手続というのはとっていないような気がしますので、再度その点についてお伺い致します。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） お答え致します。

県外の人というお話でありました。そういう事例ですと。質問の通告に具体的に最初からそう書いていただければもっとわかりやすかったんですが、その事情は大変承知してございます。そういう場合は、市民の利害関係者と申しますか、利害の害を受けている方が不安であるとか、安心して暮らせないとか、そういうことにつきましては非常に私どもも腐心しているところでございます。

最後のお尋ねが手順どおり仕事をしていないんじゃないかと、そういうことではございました。26年に私どもが上程致しまして、議決をいただきました条例でございます。当然私どもは遵法のもと仕事をするのが、これは自然の条理というところでございまして、先ほど議員からも説明がありましたが、情報提供、相談がまずあると。職員が調査をすると。それから所有者の特定のために、条例は4条以外、全部できる規定になっております。何々することができると。4条のみが何々しなければならない、これは適正管理のことでございます。答弁の中にも、質問にも、勧告というちょっと物々しい字句が登場しておりますが、過去をたどりましても我が潟上市では勧告の事例はまだございま

せんで、勧告にならない、この勧告の前にどうにか処理したいと。それで、職員は奔走しているわけです。

県外の方、こういう事例もこれからたくさん増えてまいりますが、まずは粘り強く、人様の財産でございますので、行政は勝手に処分ができない、これが最大の悩ましいことでございます。先ほど利害関係とも申し上げましたが、結局突き詰めていけば、これは民事になると、民法上の処理になっていくと、そういうことでございますので、したくはありませんが、最後の段階は民事訴訟と、そういう場面も最悪の場合は想定されるということです。我々が現場に行って、ああ、ここの木、邪魔だなとすぐ切ってあげられれば、それはそれで大変簡単なんです、そうはいかないところがこの問題の根深いところでございます。

したがいまして、所有者の方が実際、当時の所有者が亡くなって、現在はその方が相続をなさっていると、そういうふうに伺っておりますので、まずは粘り強くご連絡を申し上げますと、そういうところで問題解決に向かうしかないのかなと、そう思っております。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 手順を踏んで説明していただけなかったということに関しまして、仕事をしていないという指摘は私一切しておりません。仕事は本当に山ほどあって、仕事を十分していただいていると認識はしております。その点言葉のとり方というか、それについて大変不愉快な思いをかけたことに関しておわび申し上げます。

ただ、先ほど所有者の財産だからという説明がありましたけれども、所有者の財産ってどこまででしょうか。境界を越えてまで、隣の家まで樹木が繁茂して、なだれ込んできているというような状態も、それは所有者の財産とみなして手をかけてはいけないということになるのでしょうか。その点についてお尋ね致します。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 質問にお答え致します。

今回の事例は、笹であったかな。木、樹木。樹木が成長致しまして、その枝葉が隣家の方に伸びていっていると、そういう事例でございますね。幹についている枝葉ですから、構造としては一体のものと普通は捉えられると思いますので、その所有者の財産という捉え方だと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 所有者の財産というのは理解できます。ただ、条例でもうたっておりますように、市民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的としております。この条例の目的として。そうしますと、地域の安全・安心、生活環境の保全を図るということで、この点については幾ら財産であっても、それに値しないと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答えします。

目的としては、今議員おっしゃったとおりでございます。それで、処方箋ははっきり言ってさっき言ったとおりで、なかなかいい処方箋が見つからないわけですが、そういう遠方におられる方で通知を差し上げても返信がない、返信がないと連絡はまずつかないわけですが、1つ考えられるのは必ず所有者の了解を取りつける、これが必ず必要でございます。ですから、その所有者の了解が得られた場合、私ども行政が立ち会いまして業者さんを頼み、その伐採をしていただくと、こういう手だてが1つ考えられます。費用は、もちろん所有者に負担していただくと、そういう手だてが考えられますので、そういう方向性でこれから取り組んでまいりたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 所有者の了解とありましたけれども、住所はわかっても電話番号がわからないというようなことでありました。住所はわかっても電話がわからないから手紙のやりとりしかできないというようなことでありましたけれども、第7条に関しまして、「空き家等の所有者等を特定するために必要があると認めるときは、当該所有者等の氏名及び住所その他の事項につき、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる」ということになっておりますことから、電話番号等を調べることはできるのではないかと思います。それで電話していただき、了解を得ることも必要なのではないかと思います。

時間がないので一遍に。それで最後に、空家等対策の推進に関する特別措置法の市町村の責務では、市町村は第6の1の「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じるよう努めるものとする」（第4条関係）となっておりますことから、必要に応じた措置を適切に施していただきますよう要望致しまして、一般質問を終わらせていただきます。まことにありが

とうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時10分まで。

午前11時01分 休憩

.....

午前11時10分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番大谷貞廣議員の発言を許します。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 皆さん、改めておはようございます。傍聴者の皆さん、ご苦労様でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

健康寿命について。

2016年、厚生労働省が健康寿命、全国の男性72.14歳、女性74.79歳、本県は男性71.21歳、最下位であります。女性は74.53歳、33位と公表致しました。

平均寿命は寿命の長さをあらわしているが、健康寿命は日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間をあらわし、健康寿命がよいほど、寿命に対する健康寿命の割合が高いほど、寿命の質が高いと評価され、結果として医療費と介護費の削減に結びつくと言われております。

世界保健機関も、世界各国の政府や保健医療政策を管轄する行政機関も、健康寿命を高め、寿命に対する健康寿命の割合を高めることを重要な政策目標にしていると解説している書もあります。

潟上市も、健康かたがみ21（第2期）中間評価で、子どもから高齢者まですべての世代の健康の保持増進に向け、健康寿命の延伸のみならず生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を図り、疾病予防や健康増進の取り組みをさらに進め、「健やかに暮らす健康福祉都市」の実現を目指す。シリーズ2019年羽ばたくわがまちで、本年は①子育て支援と教育環境の一層の充実、②災害への備えと対応、③健康寿命を延ばす施策の推進、④起業・創業の支援を柱に据えると公表しております。

以上の観点から所見を伺います。

1、健康寿命の県内市町村の較差。

2、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）向上とは。

3、子供運動器検診の結果の対応。

4、食生活習慣の改め。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 16番大谷貞廣議員の一般質問、「健康寿命について」お答え致します。

ご質問の1点目「健康寿命の県内市町村の較差」についてお答え致します。

健康寿命と申しますのは、平均寿命のうち、人間が心身とも健康で自立して活動し生活できる期間を指します。WHO（世界保健機関）が提唱した指標であり、平均寿命から病気や介護、認知症の期間を差し引いたものとされてございます。これは、大谷議員がおっしゃったとおりの定義でございます。

本年度に策定した「健康かたがみ21（第2期）中間評価」によれば、本市の平均寿命は男性が78.24歳、県平均が77.92歳で、秋田県内第5位でございます。女性が83.2歳、県平均が82.98歳で、第11位であります。男女とも県平均を上回る結果となっております。

ちなみに、国が算出しているこの健康寿命ですが、県がはじいている手法と若干趣が異なっておりますようで、なかなか一概に比較ができないと、そういう実態になってございます。これら健康寿命の数値は、秋田県が厚生労働科学研究に基づき算定したものでございます。

ご質問の2点目「生活の質（QOL）の向上とは」についてお答え致します。

まず、QOLについてであります。先ほど議員が述べられましたとおり、クオリティ・オブ・ライフ、Qualityの「Q」、ofの「O」、Lifeの「L」、この頭文字をとりましてQOLと略しております。直訳致しますと「生活の質」ということになります。

QOLは、一般に一人一人の人生の内容の質や、社会的に見た生活の質のことを指し、つまりある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかということをも尺度として捉える概念とされております。

QOLの「幸福」とは、心身の健康、良好な人間関係、やりがいのある仕事、快適な住環境、十分な教育、レクリエーション、レジャーなど様々な視点からはかれます。

なお、QOLは、健康分野のみならず、医療、介護、障がい福祉など各分野に登場す

る考え方となっております。

「健康かたがみ21（第2期）中間評価」における生活の質（QOL）とは、食事・生活習慣病予防・運動・歯の健康・こころの健康・たばこ・お酒の7分野におきまして、様々な取り組みを行うことにより、個々のライフステージに応じた健康な生活を送ることができる状態をQOLとしてございます。分野ごとに設定した目標に対する取り組みを行うことにより、一人一人がより健康的な日常生活を送ることができるよう、QOLの向上を目指しているものでございます。

ご質問の3点目「子供運動器検診の結果の対応について」お答え致します。

「運動器」とは、骨、関節、筋肉、神経、靭帯など、体を支えたり、動かしたりすることにかかわる器官のことをいいます。高齢になっても健康な運動器を保つためには、運動器の異常などを早期に発見することが必要でございます。国では、平成28年度から学校における運動器検診を実施しているところでございます。

検査は、家庭におきまして、子どもの前屈したり、しゃがんだりする様子を保護者が観察をし、学校から配付された調査票に痛みや変形の有無などを記入する。学校では、学級担任やその他の職員が日常の健康観察や授業などを通して気になることを養護教諭に情報提供致します。また、学校医は、健康診断時に視診による異常の有無と、養護教諭等からの情報をもとに整形外科受診の診断を行い、学校医により異常が認められた場合は、整形外科医の受診を勧めるという流れで行われております。

この検査が始まって3年となり、この検診への認知度も高まってきております。現在は、検診の結果を家庭生活における改善と、学校生活や授業での保健指導などに生かしているところでございます。今後は、さらに保護者、学校医等との連携を深め、検診の結果を踏まえた個別の集団の指導に生かしてまいります。

ご質問の4点目「食生活習慣の見直し」についてお答え致します。

健康かたがみ21（第2期）の中間評価では、「より良い食習慣を身につけよう」という目標を掲げております。平成29年に実施した「健康と食生活に関するアンケート」では、年代が上がるにつれて食事をとる回数が減っていることがわかっております。

生涯を通じて健康な体を維持するためにも、1日3食をしっかりとることは正しい食生活習慣につながります。市では、子どものころから望ましい食習慣を身につけることができるよう、保育園・幼稚園や学校などと連携し、子どもと保護者が一緒に学ぶ食育教室を開催し、講話や調理実習を行っております。



高校生に対しましては、昨年度から潟上市健康生活推進協議会食生活改善部会と連携致しまして、栄養教室を開催しております。

一般成人におきましては、生活習慣病予防教室の中で食事と運動指導などを実施しております。

高齢者につきましては、管理栄養士による栄養学習・調理学習などを行ってまいります。

このように、様々な年代に応じた正しい食生活習慣を身につけることができるよう、地区組織や教育機関と連携し事業を推進しているところであり、今後も引き続き健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員、再質問ありますか。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 大変ご丁寧なご説明ありがとうございました。

1点目なんですけれども、県平均よりも男女とも高いよと、そういうことをいただいて、安堵しているところでございます。そうすれば、私、今ちょっとニュアンス違うんでしょうけれども、人が足りないよと、そういう観点からシニアの働く場所ですか、これをシニアと言うのでなくして、要するに雇用の条件、労働環境、そういうようなものを捉えて、機能が集約された効率的、利便性の高いグランド・デザインだとか、こういうものはお考えに、底流にあるものでしょうか。ちょっと離れているんですけれども、宜しくお願いします。市長でもいいです。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのお尋ねについて答弁申し上げます。

健康寿命の延伸は、私ども今重要な政策課題ということで位置づけて、来年度予算等においてもご説明申し上げたとおりであります。その中で、健康寿命を維持する上で、多分今のご質問は、いわゆる定年等になった以降、あるいは一生働ける環境が健康寿命の延伸につながるのではないかという問題意識なのではないかと思っております。これは、おっしゃるとおりでございます。私どもそこまでまだ壮大なといえますか、それも入れたものについてはきちとした政策体系の中に位置づけておりませんが、ただ私自身はそのように感じておりますし、今後必要になろうかなとも考えております。実際にこれは別機関である社会福祉協議会がシルバー人材センター等でやっていただいております。シルバー人材センターを今以上に組織化していこうという動きも、実は流れも出

てきております。それには1つは、そういった労働力不足ということもありますが、そういった方々の働いての生きがいづくりということでの健康寿命の延伸ということにもつながろうかと考えております。ご指摘は大変重要と考えておりますので、今後健康寿命の施策の中でどう位置づけられるのか、あるいは位置づけられないのかというようなことも含めて検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 2点目なんですけれども、ここに横文字使われて私も非常に困っているんですけども、クオリティ・オブ・ライフ、これって相当幅広い。なるほど、健康かたがみ21の中にはきちっといろいろなことがおさまっている、これから進めてまいりますよというので、もう一つ私お願いしたいことは、この意義を市民一人一人が理解して、最終版の委員の方々も非常にご苦労してたたき上げたものだと思いますので、これをできましたように潟上スタイルにするためには、やはり市民運動だと、こういう持っていき方とかというものをでかしていけば、ますます潟上市にも若い人方が来て、なるほどなど。そうすれば、今は人口が横ばいなんですけども、少しでもプラスアルファという考え方を持っているんですけども、ここいら辺は、これまたいいかげんなことなんですけども、いかがなものですか。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

我々最近の行政の仕事というのは、お国から流れてくる文書自体が片仮名が非常に多うございまして、私を含めて職員も難渋しているわけでございます。非常にわかりづらいということも常に念頭にございます。先ほどもご説明したとおり、これも横文字、WHOの世界保健機関が提唱されたと、そこからこの考え方が発出されておるわけですが、これからは書き物にするときはまずその都度注釈をつけたいと、それがこれから気をつけてまいらなければならない点だと思います。行政広報にしても、刊行物にしても、わからない場面に当たったときは、読み手はフラストレーションを起こします。欲求不満、何だこれということになりますので、そうならないように努めてまいりたいと思います。

幅広いというお話もございました。まさにそのとおりでございまして、議員の質問の中にも登場しましたが、医療費の適正化にもつながると、これが健康寿命の考え方と表裏一体をなすものでございますので、我々行政の一介の仕事も幅広うございまして、そ

ういう考え方を職員自ら理解して、それから市民の皆様もご理解できるような形で、潟上市の健康寿命の延伸に取り組んでいきたいなと思っておりますので、ひとつ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 3番の子供運動器検診の結果の対応と、今市民福祉部長さんがお答えになりましたんですけれども、私、健康かたがみ21、子どもから、私は子ども大好きなんで、人様の子どもさんを何年間一緒になって試みるんですけれども、ほっこりかえってるんですけども、最近の子どもさん方は、私も体はかたいんですけれども、非常に体がかたいわけです。これって、今からこういうかたさであればどうなるのよと。早い話が人の筋肉量というのは20歳ころから徐々に低下して、50から80ってば三、四十%低下するよと、こういうことは既に報告されているんです。こういう中で、当然年いけば当たり前の話であって、俺何ぼきかない話をしたって、やはり医療費のプラスにはあまりなりたくないと思って頑張っているんですけども、そうすれば子どもさん、今の状態から、確かに今の学校医の学校健康診断というものを実施、28年からやっているんですけども、いろいろな手を尽くしてやっていることはわかっていますんですけども、どうしても今からそういう膝曲げたりするの、これは全くライフスタイルの影響だと思うんですけども、そういうことを考えれば、現場の先生方は養護教諭はじめいろいろな方々が頑張っていて、子どもさんを育てているのはわかっておりますけれども、そこら辺はどうですか。先ほど説明をいただいたんですけども、そこら辺は日常の運動ですか、そういうものはどういうぐあいにしてやっているのかなと思って、ちょっともしよかったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問に教育委員会の方からお答えさせていただきたいと思います。

最初の議員のご指摘の検査は、今の話のとおり、26年度に改正ということで28年度から実施で、3年目となります。小学校1年生から高校3年生まで国で定められたやり方に沿ってやらせていただいております。もともとこの検診が必要になったという背景には、今議員のご指摘のとおり、1つには運動不足による心配、もう一つには偏った運動のし過ぎによる運動器の障がいであったりというような、大きな2つの課題があって、こういった流れになってきたかなと承知しております。そういったことで、今議員のお

話のとおり、学校生活においてもバランスのとれた心身の健康ということは、非常に大きな果たすべき学校の役割であるということで、今お話しのとおり、それぞれの担当で、それぞれのお子さんの症状に、個々のお子さんに対する対応であったり、あるいは全体的な学校全体での体づくりの取り組みであったりということ、様々な工夫がされております。例えば業間のマラソンであったり、縄跳びであったり、冬の室内での遊びの工夫であったり、それは個々の小学校、中学校の段階に応じて、各校でもらっております。ただ、その先になかなか、地道に改善に取り組んでいるんだけど、なかなかお子さん一人一人の改善にはつながらないといったことに対応するために、1つにはこの運動器検診というのがあって、今まで何気なく家庭で過ごしていたことをきちっと年に1度、お子さんの体の状態を一定期間おうちの方々がまずは見ていただくと。そして項目に従って見ていただいて、それを学校と共有し、医療機関に、そしてまたフィードバックというような、一つの家庭と連携する仕組みができた。これを一つには大事にしていきたいと思っておりますし、継続して指導していきたいと思っております。

それから、例えばですけれども、潟上市のスポーツ少年団でスポーツテストをしてくださっています、議員ご承知のとおり。そういった私たち潟上市の中でも子どもの健康ということ、スポーツの面から問題意識を持ってしていただいているというような取り組み、そういったものと連動しながら、学校教育の中でも引き続きこれは諦めずに、また市の関係の中でも連携しながら、力強く進めていかなければいけない深刻な問題だなということで承知して、これからも取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、議員からもご指導を宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 教育長から宜しくと言われたけども、私これ何年間、今何でこういうことを言うかといえ、冬場の11月から学校の体育館を使わせてもらっているんです。そこで何をやっているか。1時間は体幹を鍛えるための瞬発力、いろいろなことを1時間やるんです。いろいろまぜてやれば、年々歳々、子どもさんが歩いているとわかる。スポーツテストでもわかります。それで、今回これをどうかなというわけで。これ潟上市の財産です。やはり体が資本です。健全な身体には健全な精神が宿ると、昔から学校の先生方から一つ覚えで私はいまだに忘れないで覚えているんですけども。そういう関係で、潟上市の人材を小さいときから継続して育ててやっていただければいいなど

いうだけのお話でございます。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） 答弁。

○16番（大谷貞廣） 時間ちょっと長々になりますので、以上でございます。子ども、やはり人材育成のためには今回の羽ばたくかたがみということの一番先に出ておりますので、要するにクオリティ・オブ・ライフなんですけども、それをきちっと、きちっとというか、今よりも進めていただきたいなと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（西村 武） これをもって16番大谷貞廣議員の質問を終わります。

皆さんにお諮り致しますけれども、ここで昼食のため暫時休憩した方がよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（西村 武） じゃ、昼食のため暫時休憩します。再開は1時半です。

午前11時41分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 私からは、通告書に従い2つの事項について質問致しますので、宜しくお願い致します。

1つ目は、公共施設等総合管理計画個別施設計画（素案）について質問致します。

人口減少社会が到来し、財政状況が厳しく少子高齢化がさらに進む中、現在あるすべての公共施設を維持・更新するのは難しい状況であります。時代に適した公共施設の数や規模・配置などを再考しなければならない時期に来ている状況です。

このような背景において、政府が平成26年4月、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請しました。潟上市においても、平成29年3月に、平成38年度までの10カ年とした潟上市公共施設等総合管理計画が策定されております。

小中学校の学校施設をはじめ、福祉、社会教育、市営住宅など様々な公共施設を整備しており、これらの施設の多くは改修が必要とされる老朽化した建築物の現状と思われまます。また、道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設を加えると多額な費用負担が見込まれる現状であります。

このような中、歳入の依存度が高い地方交付税は今後も削減されていくと思います。また、公債費は合併特例債事業等の実施により増加している状況でもあります。

そうした中、先日の全員協議会で公共施設総合管理計画個別施設計画の素案の説明がありました。次の点についてお伺いします。

①公共施設総合個別計画の今後の取り組みについて。

②最上位計画の総合計画との整合性について。

③公共施設の統合化、集約化の考え方について。

④個別計画を進めていくためには、市民の十分な理解と協力が不可欠であることから、公共施設の概要、利用状況、維持管理状況などを市民への周知のあり方について。

⑤公共施設の最適化を図るに当たって、周辺の市と施設等を相互利用する自治体間の連携について。

⑥道路や橋梁等のインフラ整備の長寿命化等についてはどのように進めていくのか。

以上の点について答弁をお願いします。

2つ目は、在宅での「看取り」についてであります。

高齢者の数が急増する中、国の施策においては地域包括ケアシステムの構築を進め、施設での介護から在宅への介護に力を入れております。

その中で、病院や介護施設で生涯を終えるのではなく、住み慣れた我が家で臨終を迎えたいという高齢者からの希望も増えてくるものと思われま。す。今後は、在宅での終末期ケアと「看取り」の重要性が高まると考えられます。

人生の終わりの時期を誰とどのようなふうにして過ごしたいか、高齢者本人や家族で考え、話し合うことが必要となります。しかし、自宅での「看取り」は、介護力不足、家庭における療養環境が整わないなど介護する家族に負担がかかることや、また本人においても感情的不安定、家族に迷惑をかけたくない、死を受け入れられないなど様々な問題点があります。

望む人が自宅での「看取り」が選択肢になるよう、地域包括ケアシステムで家族を支えるための往診医、訪問介護、看護師等の連携、在宅での介護環境の整備などが必要と考えます。

本市のこの地域包括ケアシステムと在宅での「看取り」について、当局の見解と現状についてお伺いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目「公共施設等総合管理計画個別施設計画（素案）について」お答え致します。

公共施設等総合管理計画は、平成26年4月に総務省が「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を通知し、同計画の策定の要請とその策定指針を示しました。これを受け、本市では公共施設の概況を分析し、人口及び財政、将来更新費用の見通しを交えながら、施設類型ごとの基本方針を明示した潟上市公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定し、現在個別施設計画の策定作業を進めております。個別施設計画は、総合管理計画の内容を踏まえながら、個別の施設ごとに効率性、必要性を十分に考慮した効果的なマネジメントを実施し、将来的な人口規模・財政規模にふさわしい持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的として策定するものであります。

この計画を策定する最大のメリットは、計画に盛り込んだ公共施設の「集約化」「複合化」「長寿命化」「転用事業等」に、「公共施設等適正管理推進事業債」の充当が可能となることとあります。この起債の充当率は90%で、交付税措置率が50%となっております。また、既存施設を除却する際は起債が充当できませんでしたが、この計画を策定することにより、充当率90%で起債が可能となり、本市にとっては合併特例債にかわる貴重な財源となるものであります。

伊藤議員ご指摘のとおり、潟上市においても少子高齢化が急速に進展し、公共施設の統廃合を進めなければ、今後ますます財政負担が大きくなることが想定されます。2月14日の全員協議会にお示しした計画素案は、潟上市が持続可能なまちであり続けるために地域の個々の施設について、統廃合するもの、あるいは長寿命化を図るものなど、それぞれ方向性をお示ししたものであり、議員各位や市民の皆様からのご意見を踏まえ計画の成案を目指すものであります。

それでは、ご質問の1点目「個別計画の今後の取り組みについて」お答え致します。

先の全員協議会でスケジュール案をご説明したとおり、本年度末までに素案の精査を行い、新年度に入ってから、公共施設の現状と維持管理費用、今後の方向性などを市民の皆さんへ情報提供することで見える化を図りたいと考えております。その手法として、広報等にコラムを毎月掲載することや、公募した市民によるワークショップの開催も計画しており、市民の皆さんにもこの問題について考えていただく機会を創出したいと考えております。

また、広く市民意見を聴取するため、1,000人規模の市民アンケートの実施も計画し

ております。本計画は、人口が40%以上も減少すると見込まれる30年後を想定して作成するものでありますので、アンケートでは30年後に公共施設を主として使用する可能性がある比較的若い世代の意見も十分に聴取したいと考えております。その後は、パブリック・コメントも実施し、さらなる意見を聴取したいと思います。その後、改めて議員の皆様にご説明する機会を設けさせていただき、本年11月を目途に成案としたいと考えております。

ご質問の2点目「最上位計画の総合計画との整合性について」お答え致します。

本市まちづくりにおける最上位計画「第2次潟上市総合計画」では、「今後の少子高齢化・人口減少による公共施設の利用・需要の変化と公共施設の老朽化に伴う維持・管理費用が増加することが懸念されることから、時代に合った公共施設の統廃合と再配置を計画に進めていく必要がある」ことを課題として明記しており、その対策に向けた施策として、「適正な公共施設の維持管理と整備」を掲げ、公共施設管理の基本方針を定めることに取り組んでいくことを明記しております。これによって、より効果的・効率的な行財政運営を行い、持続可能な市であることを目指していくということですので、総合計画との整合は図られております。

ご質問の3点目「公共施設の統合化・集約化の考え方について」お答え致します。

本計画の考え方の大前提として、原則的に新規の施設整備は行わないこととしておりますが、老朽化等により安全性が確保できない施設を整備する場合は、複合化または集約化して整備することとし、整備面積と同等以上の床面積を減じて、ライフサイクルコストの縮減を図ることとしております。この方針に基づき、人口推計を参照しつつ、個々の施設の耐用年数や状態等を考慮し、それぞれの施設の方向性をまとめたものであります。

ご質問の4点目「市民への周知のあり方について」お答え致します。

伊藤議員のご指摘のとおり、公共施設は市民生活に密接に関連していることから、計画を推進していく上で、市民との合意形成は必要不可欠であります。1点目のご質問でもお答え致しましたが、広報での記事連載、市民アンケートの実施やワークショップの開催、さらにはパブリック・コメントの実施を通して、情報を積極的に発信してまいりたいと考えております。

また、地域集会施設につきましては、これまで使用実態と名称が一致していないという課題に加え、整備基準がなく、地元からの要望を受け、その時々での判断で施設整備し



てきた経緯があり、議員の皆様や監査委員からは、整備基準を明確にすることや整備方針を示すことについてたびたびご指摘を受けておりました。この個別施設計画が成案になれば、この計画に基づき、名称の統一や整備方針、修繕計画等を盛り込んだ地域集会施設整備計画を策定したいと考えております。地元自治会へは今後の潟上市の人口推計や財政見通し等をご説明し、ご理解を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目「周辺の市と施設等を相互利用する自治体間の連携について」お答え致します。

市民の日常における生活圏は、交通手段や情報技術の発達により、単一自治体の行政区域から複数の行政区域への広がりを見せております。今後は、行政運営においても近隣自治体と連携して取り組むことで、各自治体にとってもよりよい効果的で効率的に各種施策が推進できるものと考えております。現在、県と秋田市が共同で整備を進めている文化会館の整備がこれに近い考え方であります。

一般的にこのような広域連携する場合、その区域における明確なビジョンと連携自治体間の役割分担が重要となってまいります。現状では、「定住自立圏構想」や「連携中枢都市構想」といった制度がございますが、本市を含む秋田市周辺地域での構想はございません。また、実際に周辺自治体との連携で整備が考えられる施設と致しまして、ごみ処理施設や体育館、図書館などが挙げられますが、連携相手の自治体選定に始まり、整備地や管理運営方法、受益者負担の考え方など、その実現にはクリアしなければならない課題も多いこと、また本市において新規にこのような施設を整備する予定も当面ないことから、現状では周辺自治体との具体的な連携は考えておりません。

ただし、市町村間の連携は避けて通れない時代が訪れることは容易に予想できますので、行政事務の共同処理はもちろん、公共施設の共同設置や相互利用につきましても、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目「インフラ整備の長寿命化等についてはどのように進めていくのか」についてお答え致します。

インフラ施設につきましては、関係省庁の指針等に基づき策定する長寿命化計画を「潟上市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画として位置づけることとしておりますので、道路や橋梁といったインフラ施設につきましては、このたびの個別施設計画には含めておりません。それぞれの分野で策定しております長寿命化計画が個別施設計画

となり、それに従い整備や管理がなされていくこととなりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 11番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目「在宅での「看取り」について」お答え致します。

本市では、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年を目処に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができますよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制づくりに取り組んでおります。これが地域包括ケアシステムと呼ばれるものでございます。

潟上市の第7期介護保険事業計画におきましては、地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、在宅医療・介護の連携推進を強化すると明記してございます。

この事業項目の中に、「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」を設定してございます。これを具現化するため、平成29年度に「潟上市在宅医療・介護連携推進会議」を立ち上げております。この会議の委員は、男鹿潟上南秋医師会、男鹿市南秋田郡歯科医師会、訪問看護ステーション、薬剤師会、介護保険施設、介護サービス事業所、介護支援専門員などからご推薦をいただき、非常に関係性の深い多職種の皆さんで構成されております。年に4回の会議を実施致しまして、市の現状把握や課題の共有、対応策の検討を行っております。具体的な取り組みとしては、今年度は市内の医療機関、介護保険事業所、施設等の職員を対象に研修会を実施し、在宅医療・介護継続に向けた意見交換、情報共有、意思統一を図っております。また、推進会議には9つの専門部会を設置しております。その中の「訪問看護部会」におきましては、在宅における「看取り」を行うに当たっての協議をしております。この部会での意見は、地域の医療機関との連携、介護している家族が安心して看取りの日を迎えられるよう、日常的な話し合いにより信頼関係を持ち、状態に応じた対応が必要であるなどでありました。

また、年に8回ほど開催している地域ケア会議におきましては、看取りの事例を多職種で事例検討する機会を設けることで、どの事業所・施設でもよりよいケアができる体制づくりとなるよう進めております。

議員ご質問の終末期ケア、通例ターミナルケアと呼んでおりますが、これにつきましては訪問看護ステーションを利用することで実施ができます。本市には、天王訪問看護ステーション、南秋田訪問看護ステーションの2カ所の訪問看護ステーションがあり、

既に実施できる体制が整っております。ターミナルケアを実施するための要件としては、訪問看護を利用している方で、24時間看護師と連絡をとることができ、必要に応じて訪問看護を受けられる状態にあること、主治医、介護関係者と連携がとられていること、利用されている方本人及び家族に説明がなされ、同意を得ていることが必要となります。

ターミナルケアは、死を目前とした人のQOLの向上を目指すケアのことでございます。病気で余命わずかの人をはじめ、認知症や老衰の人たちが人生の残り時間を自分らしく過ごし、満足して最期を迎えられるようにすることが目的であります。治療による延命よりも、病気の症状などによる苦痛や不快感を緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させるケアであります。通常の治療同様、ターミナルケアを行うかどうかは、患者本人や家族の意思に任されております。このターミナルケアを始めるということは、「延命を諦める」こととほぼイコールとなるため、開始の決断はとてもデリケートな問題となります。本人の意思で開始を決断できるのが理想でございますが、とりわけ認知症の場合、意思確認が難しくなっていることもありまして、ご家族が判断することになります。

また、在宅での看取りにつきましては、家族と主治医の先生との間で取り決めをしておくことが重要であろうと思われまます。

市では、今後とも高齢者または家族が安心して在宅での介護を継続できることなど、地域包括ケアシステムの体制構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員、再質問ありますか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） まず最初、1つ目の個別計画の素案についてでございますけれども、公共施設は地域社会やコミュニティの核でもあります。今後この計画を進めるに当たって、一律的な削減ありきではなくて、施設の設置目的や住民の暮らし、地域の実態、将来の姿をよく見きわめて、まちづくりの一環として住民の参加、合意形成を図って進めるべきと思います。これについては、先ほどそのように合意形成を図って進めると言っておりますので、それはそれとしてよろしいですけれども、また今後削減目標として10年間で5%、最終年度までは30%としておりますけれども、問題はそれで住民の暮らしや地域がどうなるのか検証していくことも必要と思われまます。施設の複合化、集約化についてですけれども、設置目的や対象、事業運営、条件等が異なる施設を混在させていいのか、その実態を踏まえて利用者を含めた検証も必要かと思われまます。

また、長寿命化については、計画的な修繕、耐震化などの予防、保全を強化して、財政の効率化を図るのが重要と思われまますけれども、それは当然でありますけれども、公共施設は何のためにあるのか、それらをよく踏まえて事務事業全体の見直し、そして政策選択の中で考えることが必要と思われまますけれども、このことについてまず最初にご見解ありましたら、ご答弁願います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

統廃合の仕方といいますか、考え方ですが、まず今後これから10年後を第1期として考えております。今後の人口推計を考慮しながら、おおむね500メートルの範囲の中でまず統廃合を進めるという考え方でありまます。あと第2期からは10年後から20年後、第3期は20年後から30年後というふうに考えておりまますして、多くの施設が今後耐用年数を超えていくと思われまます。人口減少率がさらに加速していくことと考えておりまますので、それらの人口に見合う距離、これが大体1キロ範囲内で集約をしていくというふうな考え方で今のところはおりまますけれども、随時その考え方は見直ししながら進めていきたいと考えておりまます。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） それから、市民への周知についてでありますけれども、先ほどご説明がございましたが、スケジュール表にもございますけれども、計画づくりのために住民参加、地区ごとの説明会や住民へのアンケート、地域でのワークショップの実施など、それによって住民の合意形成を図って進めるとありまますので、それはそれでよろしいかなと思われまます。

それで、この計画は住民の暮らしや地域のあり方に直結しておりまますので、当局の姿勢または計画内容、その進め方が問われるものと思われまます。また、住民側に対しても自助力や提案力も試されたいと思われまますので、慎重に進めていただきたいと思われまます。この計画を進めるに当たり、その決意について再度答弁をお願いしたいと思われまます。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、今回の計画はあくまでも持続可能なまちづくりと、これを実現するためにどうしても必要な計画というふうに考えておりまます。この計画の先には、当然のことながら市民の皆様の幸せがあるわけでご

ございます。それを維持できる、そして若干は我慢していただくところもあるかもしれませんが、先ほど言った持続可能ということを考えてときにどうしても必要な計画。今3万3,000人の人口が将来35年後には2万人を切るというような推計が出されておりますので、今の状態の公共施設をそのまま維持するということは、誰が考えてもこれはちょっと難しいだろうなということでございます。

今はまず全体計画を皆様にお示ししながら、最終的にはここまで行くのだということをお共有していきたいと、そのように考えております。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいまの説明で大体わかりましたけれども、まずこれから進めるに当たって住民とよく話し合いしながら、合意形成を図りながら進めていってほしいと思います。この件については、これで一応終わります。

次に、在宅での看取りについてでございますけれども、先ほど部長からもいろいろ答弁がありましたけれども、在宅介護するためにはいろいろな条件があることは承知しております。

ちょっと私の例で恐縮ですけれども、昨年、認知症で全面的な介護が必要な母が、ショートステイを利用しながら施設と在宅で介護してきまして、急に体調を崩して総合病院に入院しましたけれども、途中これ以上の治療の必要がないということで、終末期であり、退院を勧められました。それで、ほかの老人病院も満床ということで入れない状態でしたので、最後は自宅で看取るということで決めて、介護用のベッドとかいろいろ準備して、また訪問看護もほかの病院からお願いして、進めようとする矢先に亡くなったわけですけれども、このように今総合病院でも、昔は死ぬまで病院で看取ったわけですけれども、今は最期まで看取るようなことが大分少なくなってきております。

それで今後、先ほど部長も言ったように、75歳以上が2025年ですか、増加する中、それに伴って在宅での介護、在宅での看取りを望む人もますます増えてくるものと思います。最近テレビを見ていても、家庭で最期を迎えたいという人が増えておりますし、しかし最期を自宅で看取るということは、先ほど質問でもお話ししましたけれども、家族の状況等でなかなか難しいことは確かでございます。一気に全部を在宅で介護するということはなかなか難しいと思いますので、在宅するには病院、かかりつけ医、介護士、ヘルパーなど、様々な人がかかわってきますので、大変なことだと思いますけれども、例えばケアにもいろいろございまして、身体的なケアが必要な方、あとは精神的なケア

が必要な方とか、家族に対してケアが必要な方、様々なケアの仕方があると思います。それで確かに医者同意とかいろんな条件がございますけれども、例えば身体的介護であればお風呂に入れるとか、排せつをするとか、いろいろございます。また、精神的な場合も相談に乗ってあげるとかいろいろありますけれども、やはり一番取り組みやすいのは精神的ケアであって、その家族に優しく寄り添って、親身になって、思いやりの心で話を聞くだけでも心が緩和されるとか、精神的な心の緩和ケアにつながると思い、それで安らかに死を迎えることができれば、それこそ心の緩和ケアにもつながると思います。

ただいまの説明で、今在宅介護のそれを構築しているといいますけれども、なかなかこれも難しいことでありまして、大変なことだと思います。市では訪問看護ステーションというのが、そこでは対応できると言っておりましたけれども、そこも満床になれば利用できなくなるかもしれないですし、ですから相手によってどういうケアが必要かという部分において、必ずしも全部が全部ケアしなくても、その家族では身体的なケアをお願いする場合もあるでしょうし、心のケアをお願いしたいというところもあるでしょうし、様々だと思います。これはやはり在宅看護を進めるには、往診医や訪問看護や看護師などの連携が一番必要ですけれども、それがうまく回るためには、少しずつ時間をかけて、一步一步在宅での介護ができるような環境づくりが、それをつくり出すことが必要だと思います。それが市の中核である地域包括支援センターの役割と考えますが、もう一度そこら辺のところのご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

まず、自宅で逝きたいと思うのは、例えばアンケートをとりますとかなり100%に近い数字となって出てくるのではないのでしょうか。それは、私を含め、希望、願望の世界でございます。現状は、それぞれ人の状態、形態によって違ってまいります。例えば病気の方、これは重い病気の方は当然入院となります。それから、介護認定を受けた方、その人も要支援なのかどうか、要介護認定を受けた場合、1から5までありますので、原則3の場合は特別養護老人ホームに行くと、1、2の場合は別の介護サービスを使うと、そういう形になってまいります。

そもそも西暦2000年に介護保険が始まった経緯というのは、そういった在宅での老老介護が社会的な問題になったと、そういうことが1つまず挙げられます。そしてまた、

もろもろの理由で在宅にシフトという話が出てきているわけですが、それはまた政策の話になりますので脇に寄せておきますが、そういうことがまず1つ要点としてあったということです。

それから、さっき議員のお話を聞いておりましたが、訪問看護ステーションが満床になったということがちょっと私には聞こえましたが、訪問看護ステーションはそういう建物ですが、訪問看護をするための事務所でありますので、訪問看護という介護サービスを提供する施設なので、寝泊まりするところではございませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

答弁でも申し上げましたが、看取りに当たっては訪問看護を使います。介護保険を利用した訪問看護を使います。それで在宅でのサービスを利用した看取りが可能になるという話です。この中で、例えばがんの末期の方とかおりますが、それがたまたま在宅の希望で、そういう本人の希望がかなって在宅でいくという環境が整ったと、そういう場合は介護ではなくて医療になります。それだけがたった一つ例外規定でございまして、ほかの部分では在宅で見てあげる人がいて、そして訪問看護を利用して、主治医の先生と看護師さんとちゃんと折りがついてという条件のもとに在宅での看取りが可能になると、そういうつくりでございしますので、ひとつ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 訪問看護ステーションというのは施設ではなくて、相談する窓口という話をお伺いしましたので、それだとなおさらのこと、これから在宅での看取りをお願いするとか、必要な人がどんどん増えてきた場合、先ほど言ったように病院でも病気であれば最期まで見るのですけれども、やはりこれ以上治療ができないとなれば、うちに帰るか、ほかの方を探せとか、そういうことを勧めてくるわけです。だんだんこれから高齢化が進むとすると、やはり自宅で看取りたいという方がどんどん増えてくると思うのです。そうすれば、一番核となる市の地域包括支援センターが在宅の介護をするための仕組みを、一気ににはできないかもしれないけども、一つ一つ粘り強くそれをクリアして行って、例えば看取りをしたいという家族がおりましたら、それができるような仕組みづくりを、やはり医療関係者や施設、ヘルパー、社協でもいいです。その人によってケアするところが、いろいろ要望があると思いますので、そこは医者からのそれがないとだめなのは確かです。ですから、そうした仕組みづくりを少しずつ、これから高齢化社会を迎えるに当たって、もう新聞見ても亡くなる人は80、90の人がたくさんお

ります。高齢化も年々高まっております。ですから、これから看取りについても、やはり家で亡くなりたいという人が、ほとんどが希望を持っていますので、そういった仕組みづくりを少しずつでもいいから、家族で見られる人は、家族によって違いますけれども、そういったのを努力していくのも一つの方法かなと思います。

この間NHKの「大往生」というあれを見ていましたけれども、目のまるっきり見えない方が自分の親を介護して最期まで看取ったという、すごく熱心に在宅医が支援をして、最期まで看取ったという話も、この間テレビを見ていまして感激しましたけれども、そういったことでやはりこれからは在宅医療を、会議を何回もするのはいいのだけれども、やはり実のある、実際に使えるような仕組みづくりをしてもらいたいなと思います。もし答弁ありましたら、お願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

難しい問題だなと思いながらご意見を賜っていたわけですが、先日私もたまたま議員がごらんになったというNHKの「大往生」と、NHKスペシャルだったと思いますが、私も拝見しておりました。今ご紹介があったとおり、目の不自由な娘さんがそのお父さんの本当に息を引き取る間際まで看取ったという場面がございました。それをいわゆるコーディネートしているお医者様は80歳のお医者様、埼玉県新座市の話だと思いましたが、その方はたしか文豪森鷗外の息子さんだったと。森鷗外自身もご案内のとおりお医者様であり、小説家だったわけですが、その一方で、あの番組でやっていたのは100歳を超えたご婦人が、非常に上品なご婦人で、こんなにお元気かなと思った方が最期までそこで看取っていくつもりの息子さん、この息子さんは77歳でありました。老老介護でございます。その100歳を超えたお母様は残念ながら認知症が進み、そしてその息子さんたちがもう介護にほとんど疲れて、最終的には施設に送り出すという場面も一方においてはあったわけです。つまり我々行政として、今伊藤議員おっしゃるとおり一步一步進めていけと、一人一人に寄り添っていけ、そのとおりだと思いますが、なかなかこれは我々行政だけでは難しい問題ではありますけれども、地元のお医者様方、あるいは介護をしていただいている職員の方々と、それこそ先ほど市民福祉部長が答弁申し上げたとおり、そこあたりの意見交換等はさせていただいているし、そういったケースについてもケーススタディ等はしていると思います。

そういったことを通じながら、さはさりとは現在の医療制度のあり方等様々な課題も



あるのはご案内のとおりであります。そして、そのNHKの番組では、現在自宅で看取っている率は、私の記憶では約3割ということでした。つまり7割の方はご自宅ではない、医療機関等で最終的に自分の人生を終えていくということでもあります。これは、本当に様々なものが絡み合い、そしてそこには非常に神経質な、ナーバスな問題がたくさん含まれています。ただ、我々としては包括ケアシステム、それを一步一步よくするその一環としても、この看取りという問題は避けては通れないのだろうと思っております。

今のは我々に対する励ましであり、またそういうものにもきちんと寄り添って問題意識を持ってというご提言であろうかと思っておりますので、そこあたりを我々も肝に銘じて、今後どのようなことが行政としてできるかというところもまた担当とともに考えながら、議員の皆様方からもご指導いただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今市長の答弁でわかりましたので、ぜひこれからも少しずつ在宅医療が充実するようにお願いして質問を終わります。

○議長（西村 武） これをもって11番伊藤正吉議員の質問を終わります。

次に、6番佐藤敏雄議員の発言を許します。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 6番佐藤敏雄でございます。傍聴者の皆様、ご苦勞様でございます。さて、このたびの定例会におきまして、一般質問の機会を与您にいただきましたことに、まずは感謝を申し上げます。

また、市民の皆様をはじめとし、答弁をしていただく藤原市長をはじめ、当局職員の皆様には厚く御礼を致しますとともに、市勢発展のために日夜ご尽力されておりますことに対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

私は、大きな項目で2項目、8点について質問をさせていただきます。

それでは、通告の要旨に従い質問してまいりますので、宜しくお願い致します。

大きな項目の質問第1点目は、空き家バンクの必要性についてであります。

空き家バンクとは、地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度であり、その主たる目的は、移住定住の促進による地域の活性化にあります。空き家バンクは、市町村の要綱により設置されることが多いと言われている中で、その目的規定においては住民との交流や生活環境の保全といった

目的があわせて盛り込まれている例もあるものの、移住定住促進による地域活性化がほぼ掲げられております。すなわち、従来からの空き家バンクとは、高齢化と人口減少に直面した地方公共団体が都市部などからの移住者を確保することにより地域振興を図る取り組みの一つと位置づけられていることは言うまでもありません。

また、少子高齢化と人口減少を背景にして、大都市か地方かにかかわらず、適正に管理されていない空き家などが周辺環境に深刻な影響を及ぼしていることなどに対する懸念が高まり、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、平成27年5月には全面施行されました。空家特措法第13条では、「市町村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする」とされております。

空き家バンクは、空家特措法第13条に定める情報の提供の一つとして位置づけることも可能であり、そこでの情報提供を充実させ、その活用を支援するために、「全国版空き家・空き地バンク」の構築が提言されました。この提言を受け、平成29年10月より「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用が開始され、平成30年4月には高機能化を図ったハザード情報、生活支援情報などの一部項目を地図上に重ねて表示可能とした本格運用を開始されました。

空き家問題は、所有者の意識の変化を促すことも大切ではありますが、市場が縮小し、不動産は輸出もできないため、それだけでは限界が来る可能性が高いとされております。いわゆる「売れない・貸せない」問題で、そうなると地域住民の消費活動が減り、利益が出ないことで店を畳んでしまう場合や、時には電車やバス路線が減線または廃線となり、不便さを覚えた住民がまちを出ていき、さらに消費が減るという負のスパイラルに陥ることも考えられます。

そこに困るのは自治体も同じことであり、まちの活気がなくなれば地方税による収入が減り、税収で提供されていたインフラ整備や快適な環境の提供がままならなくなり、先細りは目に見えてくるのも否めない事実であります。解決のためには人口減少という根本的な問題の解決が必要にはなりますが、求められているところへの情報を届けることも大変重要な事項であり、その役割を担う一つの解決策が空き家バンクであると言えるのではなかろうかと感じておるところであります。

そこで、空き家の解決策も踏まえ、移住定住促進による地域活性化の観点から、前段を含め質問致します。

当市の実態についてお伺いします。

- ①近年における空き家の状況はどうか。
- ②これまでの空き家対策はどうなのか。
- ③移住定住促進の対応策は。
- ④空き家バンクの設置のお考えはありますか。

以上、4点についての答弁を求めます。

次に、大きな項目の2点目、児童虐待防止の現状とあり方についてであります。

虐待によって子どもが命を落したり、大けがを負ったりしている現実、ニュースで流れるだけの「どこか遠いところで起こっていること」という一昔前の出来事ではなく、身近な場所でも起こっている可能性があり、周囲の人が気づいて行動することで救われる命も数多くあることは言うまでもありません。

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待と4つに分類され、先般警察庁は平成30年1月から12月の1年間で虐待の疑いで児童相談所に通告した18歳未満の子どもの数が8万104人であったとする統計を発表し、前年比較では1万4,673人、22%の増加となり、8万人を超えるのは統計がある平成16年以降初めてとのことであると記事にはありました。

また、厚生労働省がまとめている児童相談所での児童虐待対応件数の統計は、平成11年度は約1万件の件数であったのに対して、平成29年度には13万件を超えており、時代の変化とともにこちらもニュースになりましたことは記憶に新しいところであります。

昨年は、東京都目黒区で5歳の幼児が、最近では千葉県野田市の小学校4年生が親からの虐待により、尊い命が奪われた事件は全国的にも衝撃的であり、どんな理由があるにせよ、一つの命に代わるものではなく、断固としてあってはならないものであります。

このような痛ましい事件に伴い、政府は児童相談所には欠かすことのできない心の窓口である児童福祉司を2017年4月時点の3,253人から2022年までには2,000人を増員させるプランの策定方針を打ち出しました。家庭の立ち入り調査や子どもの一時保護も含め、虐待事案への対応だけではなく、非行への対応や子育て世代からの相談対応、特別養子縁組の手続に関する対応も担っており、業務内容は多岐にわたる児童福祉司ですが、心のよりどころでもある児童福祉司の役割は、児童虐待防止においても欠かすことのできない存在であり、そこで人員不足も含む今後の懸案事項に鑑み質問致します。

当市の実態についてお伺いします。

①近年における児童虐待相談状況は。

②これまでの児童虐待に対する対応策は。

③児童福祉司の配置数と確保対策は。

④虐待防止支援アドバイザーや子ども虐待防止サポーターなど、民間資格を取り入れた児童虐待防止策のお考えはありますか。

以上、4点についての見解を求めます。

これで演壇からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の1つ目「空き家バンクの必要性について」お答え致します。

ご質問の1点目と2点目は、私から答弁を致します。ご質問の1点目「近年における空き家の状況は」についてお答え致します。

平成26年に実施した空き家調査をもとに致しまして、各自治会のご協力をいただき、本年度再調査を実施致しました。すべての自治会からご報告をいただき、現地調査を終了しております。これによりますと、空き家の軒数は791軒でありまして、前回調査時より168軒増加してございます。

現在現地調査の結果をまとめているところですが、今後危険な空き家に分類される特定空き家につきましては、所有者へ「潟上市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、助言・指導を行ってまいります。

ご質問の2点目「これまでの空き家対策は」についてお答え致します。

空き家等についての相談、情報提供を受けた場合には、速やかに現地を確認し、「潟上市空き家等の適正管理に関する条例」に基づきまして、助言・指導を行うとともに、緊急を要するときは地域や関係団体と連携し、その対策を進めてまいります。

また、自治会内において所有者が判明しない、近隣に住んでいないなどの理由により、自治会の協力を得て安全対策を実施する場合がございますが、こういう場合はコンパネや飛散防止ネットなどの資材の提供を行っております。

平成27年度からは、空き家の解体撤去の補助金の交付を開始しております。これは、市から助言・指導を受けた空き家の所有者などが空き家を解体する場合、上限60万円で解体費の60%を補助するものでございます。平成29年度は4件、本年度は既に2件交付しておりまして、さらに現在1件の申請がございました。

私からは以上です。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ご質問の3点目「移住定住促進の対応策」についてお答え致します。

本市では、総合計画や総合戦略に掲げる政策「定住・移住の推進」に基づき、県内外でのフェアに参加するなど、本市の居住環境や子育て環境をアピールし、情報発信することにより、定住移住の促進を図っており、その成果も徐々にあらわれてまいりました。

実際に定住移住に関する問い合わせも増加しておりますが、その多くは「仕事」「子育て環境」であり、「住居」に関する相談に関しましては、これまで民間の賃貸住宅・アパートや宅地の紹介で十分であるのが現状であります。定住移住対策は、今後も推進してまいりますが、現状では空き家の活用をメインに据えることは考えておりません。

ご質問の4点目「空き家バンク設置の考え」についてお答え致します。

全国的に空き家バンクを創設する自治体が広がりを見せており、その傾向は県内でも同様であります。空き家バンクの最大の目的は、空き家を有効活用し、定住移住の促進につなげるものであります。空き家バンクを利用して県外から移住した件数は、平成30年度の秋田県の調査で、秋田市が3世帯、男鹿市・五城目町・大潟村はゼロとなっております。本市周辺の市町村の状況を見ますと苦戦しているようであります。

その理由として、特に移住者にとっては家が広過ぎる、また古過ぎるといった点が挙げられます。また、定住移住対策は「雇用」の場の確保が大前提であり、全国的に成功しているといわれている自治体の多くは雇用基盤がしっかりしているものと考えられます。

空き家バンクは、定住移住希望者と空き家の所有者とを結びつける仕組みとしては有意義なものではありますが、実際の運用には空き家の所有者や利用希望者に対する相談や不動産業者との連携等を行うコーディネーター的な職員の確保や育成が大きな鍵を握っております。

空き家バンクの創設については、これまでも一般質問をいただいておりますが、同様の答えとなりますが、本市は県内の他自治体と比べ、人の出入りが活発な地域であることから、民間市場での新築・中古住宅等の物件が一定程度充足していると捉えております。さらに、利用可能な空き家は資産活用としての側面も持っていることから、その利用促進については一義的には所有者と民間市場の動向に委ねられるべき事項であると認識し

ております。

これらのことから、空き家バンクの設置は現状では考えておりませんが、今後必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 鑑福祉事務所長。

○福祉事務所長（鑑 孝子） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の2つ目「児童虐待防止の現状とあり方について」お答え致します。

国は、児童福祉法第1条により「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する」と定めております。また、平成12年には児童虐待防止法を定め、児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童の早期発見、保護と児童の自立を支援するため、国と地方公共団体の責務を明記しております。

児童福祉法第25条では、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関や団体、児童福祉に関連する職務に従事する者など、関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう定めており、潟上市では平成18年4月「潟上市要保護児童対策地域協議会」を設置しております。

本協議会は、秋田県中央児童相談所をはじめ、医師、警察、保育園、幼稚園、小学校、中学校、民生児童委員等で構成されております。また、必要に応じて、各関係機関の担当者による個別ケース検討会議を開催し、子どもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで児童虐待等への対応に当たっておるところでございます。

それでは、質問の1番、当市の現状についてお答え致します。

①「近年における児童虐待相談件数は」についてでございますが、家庭児童相談員が受けた児童相談は平成28年度、延べ436件で、虐待の実件数は4件、平成29年度が延べ362件の相談件数、虐待の実件数は3件でした。また、今年度現時点では延べ343件の相談、虐待の実件数は継続事案を含め7件となっております。ここ数年の傾向としましては、困難事例の増加に伴い、ケース1件に対応する時間、回数とも非常に多くなっております。

次に、②「これまでの児童虐待に対する対応策は」についてですが、先にご説明申し上げましたとおり、市福祉事務所で設置している要保護児童対策地域協議会において、児童虐待をはじめ非行児童などの要保護児童の対策について、関係機関がネットワーク

を構築して情報を共有し、連携を図りながら対応しております。

また、市福祉事務所に家庭児童相談員をはじめ、母子父子自立支援員等を配置し、家庭における適正な児童の養育その他家庭児童福祉向上のため、学校、保育園、幼稚園、その他関係機関と連携を図りながら児童虐待防止に努めております。

次に、③「児童福祉司の配置数と確保対策は」についてであります。児童福祉法において、都道府県や児童相談所に児童福祉司を置かなければならないと定められておりますが、平成28年の児童福祉法の一部改正により、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関としての事務局にも専門職を配置することが義務づけられました。専門職とは、児童福祉司の任用資格を有する者で、義務化された研修を修了することにより、児童福祉司任用資格を得ることができるものです。潟上市においても、平成29年度に職員2名が受講し、児童福祉司任用資格を有しております。また、来年度も講習会の受講により、児童福祉司任用資格を取得させ、児童虐待に対応できる職員を増員する予定であります。

④「虐待防止支援アドバイザーや子ども虐待防止サポーターなど民間資格を取り入れた児童虐待防止策の考えは」についてですが、虐待防止支援アドバイザーは、一般社団法人日本プレミアム能力開発協会が認定する資格になります。また、子ども虐待防止サポーターは、NPO法人虐待問題研究所が認定する資格で、どちらも一般の方を対象とした民間の資格でございます。

各法人に直接問い合わせをしましたところ、虐待に対する学習のための資格で、虐待防止支援アドバイザーは平成29年度から開始したもので、取得者は全国で150人程度、子ども虐待防止サポーターは昨年後半から始めたもので、取得者は10名程度で、専門性はないとのことでした。

このため、潟上市と致しましては、虐待防止支援アドバイザーや子ども虐待防止サポーターなどの民間資格を取り入れた児童虐待防止策は、現在のところ考えてはおりませんが、子どもたちの健やかな成長を見守り、子どもたちを安心安全な環境で養育できるよう、今後とも関係機関との連携を一層強化し、多くの市民の皆様のご理解、ご協力を得ながら児童虐待防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員、再質問ありますか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 答弁の方ありがとうございます。空き家バンクの必要性の方から再

質問の方をさせていただきますが、答弁の中で791軒、空き家があったと、そしてさらに168軒の空き家が増加しているということでありました。やはり統計を見ますと、毎年空き家は増加の一途をたどっているのではないかなど、私はこう思うわけですが、まず最初にも、まず最初に当局としてどのようにこの空き家が増えている状況について感じておられるのか、その辺の今後の展望なんかありましたら、所見について見解を伺いたいと思いますけれども、お願い致します。

○議長（西村 武） 伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） 再質問にお答え致します。

数字としては、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。社会の環境が少子化、超高齢化に加えまして、空き家が増える要因としては所有者の転出が挙げられると思います。

見解ということなんでございますが、こういう状況は、先ほど副市長が答弁でも申し上げましたとおり、もう高齢者がどんどん、65歳で高齢者というのは私はあまりなじみませんが、65歳の人が増え続けていくというような状況下にあつて、菅原議員の一般質問のときもありましたが、増えているという現状ですが、個人の所有財産であるということなので、なかなか私ども行政としても非常に悩ましい事案であります。本市のみならず、全国的に悩ましい問題ではあると思いますが、まずは個の単位であります自治会さんの協力のもとに、特に特定空き家と目されるものに対しては、今まで以上に目を配ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 1番については理解できました。

わかりましたので、それではこれまでの対応策についての方に移りたいと思いますけれども、説明の中では緊急な場合、地域と連携されて安全対策とかされていると、そして補助金の交付もしておいて、60万円で60%補助があると、4件、2件、1件の7件の申請があったとの答弁でありました。こちらの対策についても、重々私は承知しましたので、こちらについての質問は控えさせていただきます。

3番目の移住定住促進の対応策についてに移りますけれども、先ほどの答弁の中で子育て環境をメインとしているというご説明でありました。空き家がメインの考えはないのご説明であったと思うんですけれども、子どもを育てる環境の意味においても、この3



については対応策の中で、リノベーションも含めた様々な移住定住促進の方法はある中ではあるんですけども、空き家バンクは説明の中で件数が非常に少ないと、全国的にも利用価値は少ないとの説明ではありましたけども、借り手と貸し手が決まった場合、全国の宅建業から入っていただくことによって、特に何らトラブルにもつながらないと思いますし、やはり人口減少に伴った施策の一つであると思うわけでありますけども、その辺についての再答弁を求めたいと思います。

あとちょっとすみませんが、私この子育て環境というところでふっと思って、教育長の施政方針を見させていただいたんですけども、やはり子育て支援の充実とここにもうたってあるわけです。意味合いはちょっと違ってくると思うんですけども、やはりこの部分にありますとおり、市民の皆様が安心して子どもを産み育てやすい環境を整えることができるよう着実に取り組みを準備してまいりますと、このようにうたっていることから、やはり少しは関連性があると思いますので、この辺についての意味合いも含めまして、ちょっと再答弁を求めたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

空き家バンクは、先ほども申しましたけども、定住移住希望者と空き家の所有者を結びつける仕組みとしては大変有意義なものであると思います。であります。民間市場で先ほども申しましたけども、新築、中古の住宅が一定程度充足していると考えております。ですので、さらに利用可能な空き家はまだ価値を持っていますので、それは所有者と民間市場が行うべきものと認識しておりますので、宜しくお願い致したいと思いません。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） わかりましたけども、そうしたらリノベーションとかについて、そういう施策というか、考えというのは全くないものでしょうか。その辺についてもお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、先ほどのご質問の中で移住定住促進の対応策として、子育て環境に重点を置いているようなお話ととられたみたいですが、この部分につきましてはあくまでも実際に定住移住に関する問い合わせが増加していて、その主なもの、多くのものは仕事のことであったり、子育て環境であ

りますよと、住居に関する相談というのはほとんどないですよ。これは、民間の賃貸住宅、アパート、宅地の紹介で十分賄われているのかなという現状があるものと判断していると、そういうことでございます。宜しくお願い致します。

また、リノベーションについては、こういうことから、今のところは考えていないということでございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 今現段階では考えていないということで、今後そういうふうな検討があれば考えていくということで私は捉えております。

参考までになんですけども、ここでの質問は終わりますが、秋田県内13市のうち10市が空き家バンクについては設置をしております、近隣の市町村では言いましたとおり秋田市、それから男鹿市、三種町や大潟村などがバンクの設置を活用しながら取り組みをされているということではあります。潟上市においても、今後検討にはなると思いますが、今の段階ではちょっと断言はできませんが、この移住定住促進には着実に繋がってくるものと、私はそのような施策の一つであると思いますので、今後ぜひとも設置に向けて前向きに検討していただきたい旨を申し述べまして、この項目についての質問は終わらせていただきます。

2番の項目の児童虐待防止の質問の方に移りたいと思うんですが、こちらの方は児童虐待の相談状況はありますよということで、平成28年436件で、虐待については4件あったと、そして平成29年は362件のうち虐待についての相談は3件、平成30年度は343件のうち7件ということで、継続して、実際にまずはそういう虐待相談というか、それはあるということで伺いました。

2番目の、まずこれについての対策なんですけども、ネットワークを構築しながら対応していると、適切に対応に当たっているとか、あと母子父子・・・防止に努めているという説明ではありましたが、私も冒頭に述べましたが、近年において児童虐待相談はやはり潟上市でも実際にあるわけなんですね。そういった中でこの児童虐待に関する件数は、潟上市はたまたま下がっているとは思いますが、全国的にいったら右肩上がりの状況下の中で、今後も確実に増加していくであろうということが予測されます。冒頭に私が話しました数値は、あくまでもデータによるものでして、中には相談もできずに悩みを抱え込んでいる、そして苦しんでいる児童も数多くいると思われれます。これ私の勝手な判断になりますけども、そのように私は感じておるところであります。

参考までになんですけども、2月22日時点において児童福祉司の国家資格化の案は、これまで国家資格化しましょうということで国の方で方針定められましたけども、これが今後子ども家庭専門相談員という名前に変わって、仮称で、となる可能性が高いという話も聞いております。

児童虐待問題の深刻化については、やはり策を講じることで、さらに上位の位置づけで専門職を創設する方向で国の方でも検討されていると報道でもありましたとおり、やはり児童福祉司の活用というか、重要性というか、今後ますます重要視されてくる資格であると私はこのように思っております。そうした中で児童福祉司の確保は今後絶対必須になってくると思われますし、みなしとか、そちらの受講でやっていくということではありましたけども、やはりこちらも待遇面、保育士同様とまでは言わないんですけども、待遇面をきちっとしていかないと人員不足は補えないのではないかなと私は感じておりますけども、その点について見解がありましたら伺いたいと思います。お願い致します。

○議長（西村 武） 鑑福祉事務所長。

○福祉事務所長（鑑 孝子） 佐藤議員のご質問にお答え致します。

民間資格の活用ということで、貴重なご意見、ご提言をいただきましたこと、ありがとうございました。

まず、従来ですと、あらゆる家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたものですが、近年児童虐待等の急増によりまして、緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安などを背景にして、身近な子育て相談ニーズも増大してきておりまして、こうした幅広い相談すべてを児童相談所のみで受けとめることは必ずしも効果的ではなく、市町村をはじめとして、いろいろな多様な機関、またいろんな角度からによりますきめ細やかな対応が求められていることは事実でございます。

まず、我々大人は子どもたちの健やかな成長を願い、子どもたちの未来を守っていく責任がございます。行政は行政として子どもたちが安心して養育され、必要とされる福祉を受けられるよう、万全の対策を講じなくてはなりません。そして、子どもを守るためには、一人でも多くの市民の皆様が子育てに参画していく必要があろうかと思っております。そしてまた重要なことは、親をサポートしていく体制づくり、子どもたちを見守る多くの目であると思っております。そういった意味では、今ご提言いただきました民間資格を有する方の協力や、官だけではなく民間の力やノウハウを活用することも必要になってくる

かもしれません。そのようなことから、今ご提言いただきました虐待防止支援アドバイザー、子ども虐待防止サポーターなどがあります。

虐待への対応は、様々な分野の専門性をも考慮しなくてはなりません。また、児童福祉司をこれから2,000人以上増員するというふうなことで、これからどのようにして確保していくのかということもとても大きな課題となっております、国を挙げて取り組んでまいることをございます。

まず、民間資格に関しましては、今後十分に検討しまして、善処していきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。また、市民の皆様からこういった民間資格等についての問い合わせがありました場合には、適切に情報提供してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 今の説明で、大体確保に、今後まずそのような機会があれば努めていくということで、前向きな動きがあるということで、そちらは理解できました。

データの中で、さっきも29年は全国に150人程度と言われておりまして、昨年も全国で10人程度と。人数からすれば大変少ない人数ではあるとは思いますが、やはり民間の虐待防止アドバイザー、それから子ども虐待防止サポーターというのは、あくまでも民間ではありますけども、今後必ずといいますか、児童福祉司の人数を補うためには必要になってくるであろう資格であると、任用資格であると、私はそのように捉えております。そういった意味でこのような質問をさせていただいたわけでありませう。

あと虐待防止の相談等につきまして、現状ではここにも書きましたとおり多岐にわたる業務からも虐待を受けている子どもたちの保護などを行っている児童相談所の職員が虐待相談を受けている実例もあるということからも、先ほど何度も申し上げておりますけども、児童福祉司の人員の不足を補う点からすれば、この2つの任用資格の活用は非常に効果的な方法の一つであると私は感じておりますので、今後考えるとは言っているんですけども、事前にもう構築の準備をしていく段階に、もう早く早くやっけていかないと、保育士の不足のような事態も招きかねませうので、私はこういう事前の準備が大変大事だと思っております。ですので、そういった対応で今後もやっていただきたいと思ひます。これについて、まず答弁は要りませう。

あと最後、このたびの、すみませう、こちら市長の施政方針の中にありまして、先

ほど読ませていただいたんですけども、市民の皆様が健康で安心して暮らすことができる、潟上に住んでいることに幸せを感じることができるようなまちづくりを基本理念に掲げておりますと中にはありました。ちょっと意味合いは違ってくるかもしれませんが、虐待がないまちというのは本当にゼロというのは厳しいかもしれませんが、やはり虐待があるまちというのは幸せはとても感じられないと私は思いますし、児童虐待のないまちづくりを目指していただきたいと。そして、安心して暮らすことができるまちづくりの意味においても、ぜひとも取り組みに向けた前向きな検討していただいて、盤石の体制で今後も児童虐待防止に努めていただきたいことを申し述べまして、私からの質問は以上で終わらせていただきます。答弁ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして6番佐藤敏雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、あす2月27日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集を願います。

どうも本日はご苦勞様でございました。終わります。

---

午後 3時00分 散会

